

平成 30 年 7 月 1 日

株主 各位

東京都大田区下丸子 2 丁目 6 番 18 号
株式会社 妙徳
代表取締役社長 伊勢 幸治

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 30 年 2 月 14 日開催の取締役会決議にもとづき、同年 7 月 1 日をもって定款の一部を変更し、単元株式数を 1,000 株から 100 株へ変更いたしましたので、公告いたします。

なお、当社は、平成 30 年 3 月 23 日開催の第 67 期定時株主総会決議にもとづき、同年 7 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式について 5 株を 1 株にする株式併合をおこなっております。

以上

(ご参考)

上記変更にともない、平成 30 年 6 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 1,000 株から 100 株に変更されております。

なお、株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございません。